審査手続の流れ

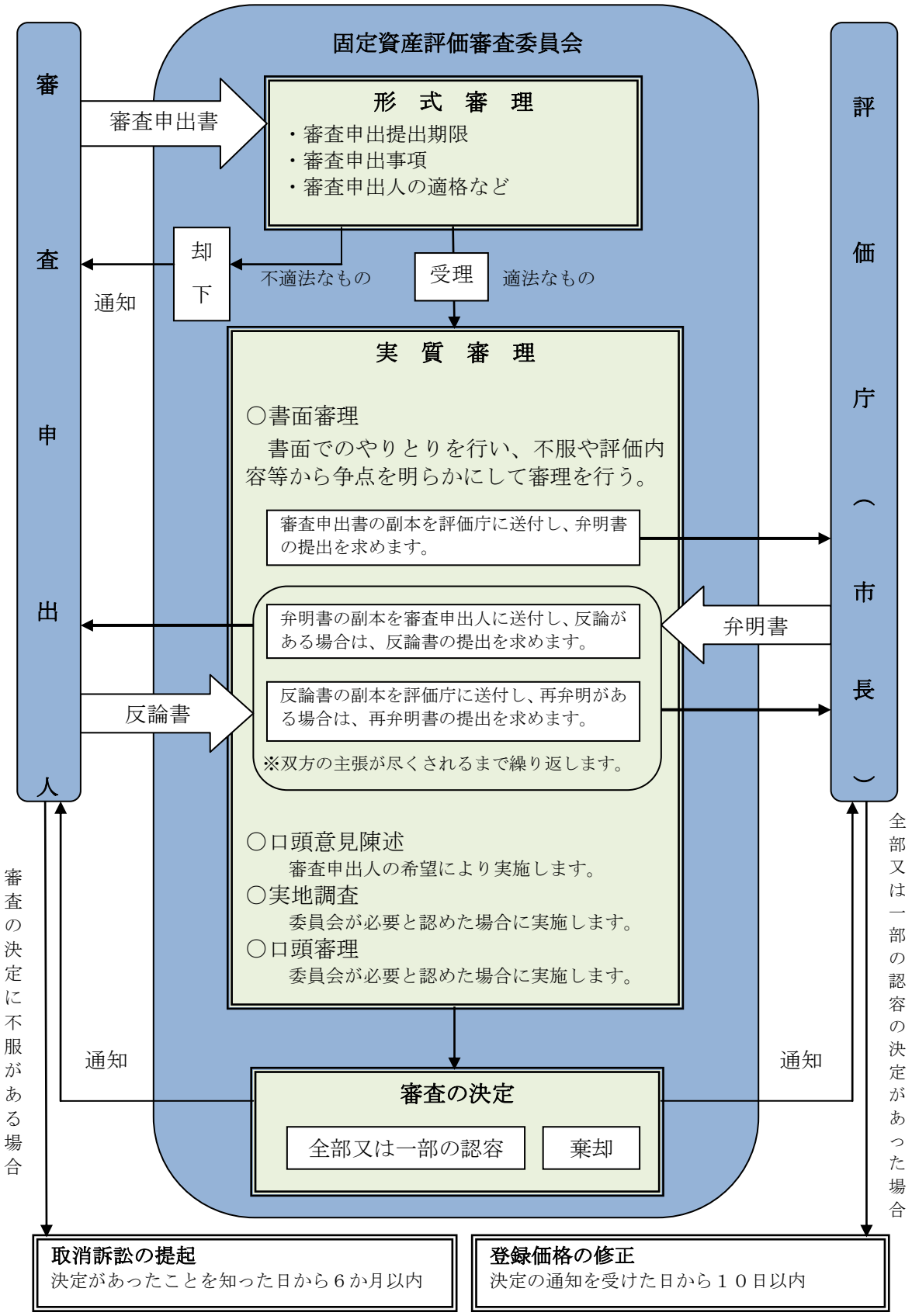
固定資産評価審査委員会
審査申出人
評価庁（市長）
審査申出書
形式審理
・審査申出提出期限
・審査申出事項
・審査申出人の適格など
却下
不適法なもの
受理
適法なもの
通知
実質審理
○書面審理
書面でのやりとりを行い、不服や評価内容等から争点を明らかにして審理を行う。
審査申出書の副本を評価庁に送付し、弁明書の提出を求めます。
弁明書の副本を審査申出人に送付し、反論がある場合は、反論書の提出を求めます。
弁明書
反論書
反論書の副本を評価庁に送付し、再弁明がある場合は、再弁明書の提出を求めます。
※双方の主張が尽くされるまで繰り返します。
○口頭意見陳述
審査申出人の希望により実施します。
○実地調査
委員会が必要と認めた場合に実施します。
○口頭審理
委員会が必要と認めた場合に実施します。
審査の決定に不服がある場合
通知
審査の決定
全部又は一部の認容
棄却
通知
全部又は一部の認容の決定があった場合
取消訴訟の提起
決定があったことを知った日から６か月以内
登録価格の修正
決定の通知を受けた日から１０日以内